

令和5年8月～令和6年7月分 就学援助のお知らせ

旭川市教育委員会

旭川市では、お子さまの就学に当たり経済的に困りの御家庭に、学用品費等や学校給食費などの援助をしています。援助を希望される方は、このお知らせを御覧の上申請を行ってください。（生活保護を受給中の方は申請不要です。）

1 援助を受けることができる世帯

次の（１）から（３）までのうち、**いずれかに**該当する場合に援助を受けることができます。認定要件については、2ページで確認できます。

- （１）生活保護が停止又は廃止された方（生活保護受給時と世帯構成に変更がない場合のみ）
- （２）同居の方全員の市町村民税が非課税又は減免された方（学生や未就学児以外の同居の方全員）
- （３）令和4年中の世帯員の合計所得が認定基準を超えていない方

※教育委員会の承諾を得て区域外就学（市外に住民登録をしている児童生徒が、住民登録を変更せずに市内の小・中学校に就学すること）し、かつ（１）～（３）のいずれかに該当する場合は個別に御連絡ください。

2 就学援助の期間

認定期間は令和5年8月から令和6年7月までとなります。（中学校3年生は令和6年3月までです。）

3 就学援助の内容

就学援助の認定を受けた方は、次の援助を受けることができます。

令和5年4月時点の内容です。援助内容は国の基準改定などにより変更になる場合があります。

- ① 学用品費等（年額：小学生15,500円、中学生27,310円）
- ② 修学旅行費（一部援助）※行事の出発当日時点で認定期間がある場合
- ③ 通学費（公共交通費の実費相当分を援助、限度額・距離制限等あり。）
- ④ 宿泊研修費（一部援助）※行事の出発当日時点で認定期間がある場合
- ⑤ 海・山の学校費（一部援助）※行事の出発当日時点で認定期間がある場合
- ⑥ 新入学用品費（小学生51,790円、中学生60,730円）
- ⑦ 体育実技用具費（スキー：小学生26,500円、中学生38,030円 スケート：小・中学生とも11,810円）
- ⑧ 医療費（学校病の治療費を援助）
- ⑨ 学校給食費（全額援助）
- ⑩ P T A 会費（実費。年間上限額：小学生3,450円、中学生4,260円）
- ⑪ 生徒会費（実費、中学生のみ。年間上限額5,550円）
- ⑫ クラブ活動費（一部援助、中学生のみ。年間上限額5,000円）

※北海道教育大学附属旭川小・中学校については、③・⑧・⑨の援助は対象外。

※⑥の小学生分は認定日が令和6年4月末日までの新1年生が対象。

※⑥の中学生分は小学校6年生の3月に認定期間がある場合が対象。

※⑥の中学生分について、令和6年2月1日以降に旭川市へ転入し、転入前の市町村から新入学用品費の支給を受けていない場合で、認定日が令和6年4月末日までであれば対象。

4 申請書の提出期限及び提出先

受付は随時行っています。申請書は、お子さまが現在通っている学校へ提出をお願いします。

※新小学校1年生は別紙お知らせを御確認ください。

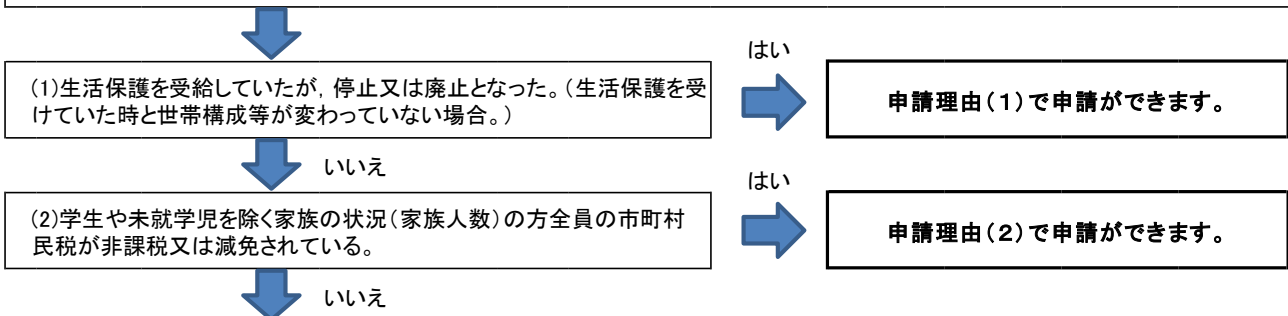
5 認定要件

次の図を参考に、家族の状況（家族人数）と当てはまる申請理由を確認し、3ページに記載している必要書類を添付して申請してください。

- 同一世帯として扱い、家族の状況（家族人数）に含める方は以下のとおりです。
- ・同居している65歳未満の方（住民票上は別世帯でも、実際に同居しているすべての方を含めます）。
 - ・同居している65歳以上の方で児童生徒の保護者になっている方。
 - ・同居している65歳以上の方で児童生徒の保護者（申請者）の扶養に入っている方。
 - ・二世帯住宅にお住まいの方で上記のいずれかに該当する方。
 - ・同一生計の別居の学生の方。
 - ・単身赴任の方。
 - ・別居しているが婚姻関係がある方（離婚調停中や裁判中の場合はその旨がわかる書類の提出で含めずよくなります）。



上記の家族の状況（家族人数）でチャートに進み、申請理由を確認する。



(3)令和4年1月～令和4年12月の家族の状況（家族人数）全員の所得の合計額が次の基準を超えていない。

家族人数	基準所得額 (全員の所得の合計)	[参考]給与収入 の目安額(※)
2人	2,140,400円	3,174,000円
3人	2,443,200円	3,605,000円
4人	2,676,800円	3,899,000円
5人	3,032,000円	4,340,000円
6人	3,412,800円	4,817,000円
7人	3,793,600円	5,294,000円
8人	4,174,400円	5,771,000円

【基準所得額】

家族の状況（家族人数）に含まれる方全員の所得の合計額です。ただし、年金、傷病手当金、雇用保険給付金、退職金、生命保険金、お子さまが学生である場合のアルバイト収入は含めません。

●所得の確認方法について

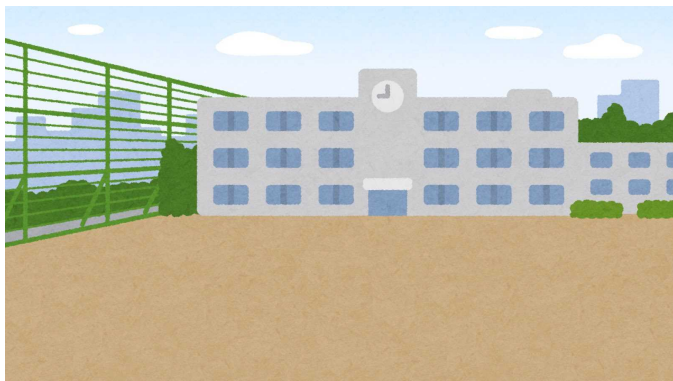
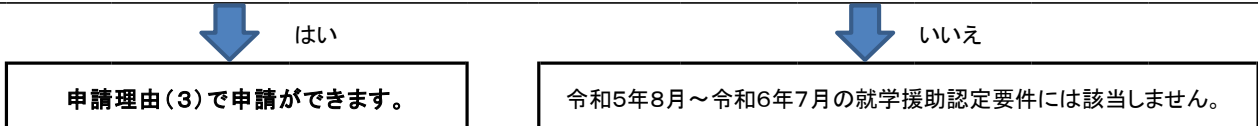
会社員が会社から支払われる給与のみの方は、令和4年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の額です。

自営業者や給与収入以外がある方は、令和4年分確定申告書の所得金額等欄の「⑩合計」の額です。

（どちらも令和4年1月～令和4年12月の1年分の所得金額です。）

※給与収入の目安額は、収入がある方の人数や金額によって変動する場合があります。あくまで目安であり、この金額は審査に使用しません。（なお、記載の目安額は収入のある方が1人の場合の金額です。）

9人以上の基準所得額は教育委員会へ御確認ください。



6 申請に必要な添付書類

申請理由	(上段) 申請要件	
	(下段) 必要な添付書類	
(1)	生活保護が停止又は廃止された方 (生活保護受給時と世帯構成に変更がない場合のみ)	
	保護廃止(停止)決定通知書の写し及び生活保護決定証明書の写し(それぞれ1部ずつ)	
(2)	市町村民税が非課税又は減免された方	
	【令和5年1月1日時点で旭川市に住民票のある方】 添付いただく書類はありません。	【令和5年1月1日時点で旭川市に住民票のない方】 令和5年1月1日に住民票があった市町村から発行される「令和5年度 所得・課税証明書」(他の手続で使用するものの写しで可)。
(3)	令和4年中の世帯員の合計所得が認定基準を超えていない方	
	添付いただく書類はありません。	
	ただし、次の方は書類添付又は手続が必要です。	
	① 令和5年1月1日時点で旭川市に住民票のない方	
	住民票があった市町村の「令和5年度 所得・課税証明書」(他の手続で使用するものの写しで可)	

※上記以外に、世帯の状況等で必要な確認事項が出た場合、個別に追加の必要書類等を要する場合があります。

7 お願い・お知らせ

- (1) 小学生と中学生のお子さまがいる場合は、学校ごとに申請書を作成し、それぞれに提出してください。
- (2) お子さまに持たせた申請書が学校に届かない場合があります。提出漏れのないよう確認をお願いします。
- (3) 審査結果は、審査終了後に学校を通じて文書でお知らせします。
- (4) 認定日は、令和5年8月1日以前に申請書を提出された方は8月1日、それ以降の方は申請を受け付けた日となります。
- (5) 修学旅行費や学校給食費の納入方法についての取扱いに関するお問合せは、お子さまが通う学校へお願いします。
- (6) 放課後児童クラブ運営負担金の減免についてのお問合せは、こども育成課 こども事業係 (電話：25-9127) へ御連絡ください。

注意事項

- (1) 申請書の提出後、世帯状況等記載内容に変更や誤りがあった場合は、速やかに学校又は教育委員会へ御連絡ください。
- (2) 世帯状況の変更についての連絡が遅れたときや、偽りその他不正な手段により就学援助の認定を受けたときは、就学援助の認定を廃止するとともに、既に支給した援助費の全部又は一部の返還を求める場合があります。

【就学援助に関するお問合せ先】

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地

旭川市教育委員会 学校教育部 学務課 就学助成担当 (電話：25-9117)

※就学援助の申請や申請書の交付については、通学している学校に御連絡ください。